

～新たな雇用・従業員の育成のための活動を支援します～

芽室町人材確保対策活動助成金

助成対象者

芽室町内に本社・営業所（事業所）を有し、収益的事業を行う法人

助成対象事業

<人材雇用活動>

PR動画の制作を行う事業

PR動画制作
委託（外注）経費



ホームページを 制作・改修する事業

ホームページの
制作・改修委託
（外注）経費



就職・転職情報サイトに 求人情報を掲載する事業

掲載時の基本料金、
オプション料金等



就職合同説明会に 参加する事業

出展料、ブース賃
借料、参加負担金、
旅費、消耗品費等



<人材育成活動>

従業員を研修等に 参加させる事業

公的機関が実施
する研修の受講料

*法令で義務付けられている
研修、修了証等が発行され
ない研修は対象外



資格・免許を従業員に 取得させる事業

事業活動に必要なとする
資格や免許取得の受験
（受検）料

*普通自動車免許、普通自動二輪者免許、
大型自動二輪者免許、原動機付き自転
車免許の取得は対象外



必要経費合計額の
2分の1以内で上限額 **10万円** 助成

*同一の助成対象者の申請については会計年度内1回まで

必要経費合計額の
2分の1以内で
従業員1人当たり上限額 **2万円** 助成

*同一の助成対象者の申請については会計年度内上限4万円まで

申請方法

事業着手前に以下申請書類一式を商工労政課工業労政係へ提出（詳細は町ホームページから手引きを参照）

- ①申請時～補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、誓約書、事業概要書類
- ②完了時～実績報告書、事業報告書、収支決算書、支出証拠書類、助成金支払先口座情報

申請期限

令和9年1月8日（金）必着 *令和9年3月31日までに完了される事業が対象となります。

～ 問い合わせ先 ～



芽室町商工労政課工業労政係 **13** 窓口

☎0155-66-5964 メールs-kougyou@memuro.net

〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地



申請様式・申請の手引き
はコチラから